

2025 年アフガニスタン地震救援金

2025 年8月 31 日午後 11 時 47 分（日本時間9月1日未明）、アフガニスタン東部を震源とするマグニチュード 6.0 の地震が発生し、その後も同地域でマグニチュード 4.5 から 5.2 の余震が相次いで発生しました。

こうした事態に対し、日本赤十字社は下記のとおり救援金の受け付けを開始いたしました。

ご寄付いただいた救援金は、国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会、アフガニスタン赤新月社および日本赤十字社が行う、アフガニスタンにおける救援・復興支援活動および防災・減災活動等に充てられます。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

・義援金名 『2025 年アフガニスタン地震救援金』

・実施期間 令和7年9月4日（木）から令和7年 11 月 28 日（金）

・税制上の取り扱いについて

- ・個人は所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、法人は法人税法第 37 条第 4 項に規定する 寄付金に該当します。
- ・2,001 円以上の寄託の場合は個人住民税控除に使用できる領収証の発行が可能です。（詳細は別紙 2 のとおり）

・ご協力方法

1. 【郵便局・ゆうちょ銀行】

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

※郵便局、ゆうちょ銀行窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※通信欄に「2025 年アフガニスタン地震救援金」と明記し、受領証発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と記載してください。

2. 【窓口ご持参によるご協力】

下記窓口で受付しておりますので、直接ご持参ください

【窓口】

日本赤十字社苫小牧市地区事務局

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市役所福祉部総合福祉課（1階13番窓口）

**「2025 年アフガニスタン地震救援金」に係る
個人住民税対応領収証の発行について**

1. 個人住民税対応領収証を発行できる要件

- (1) 令和7年9月4日（木）～ 令和7年11月28日（金）の間に受け付けたものであること。
- (2) 2,001 円以上拠出した個人であること。
- (3) 寄付者の住所、氏名、寄付日、金額が明確であること。

2. 領収書の対応

上記 1 要件にすべて合致し、個人住民税控除対象寄付金用領収証を希望する方には、支部から領収証を送付いたしますので、送金時に送金通知書と合わせて送付する受付名簿の備考欄に「個人住民税領収証希望」と記載してください。

※希望しない場合は、従来通り「国内義援金海外救援金受領証」を貴地区（本部）・分区・施設で発行してください。

【参考】寄付者が日赤本社開設の救援金受付口座に直接送金した場合

上記 1 要件にすべて合致し、払込取扱票等に受領証希望と記載されていれば、日赤本社から寄付者に個人住民税控除対象寄附金用領収証が送付されます。